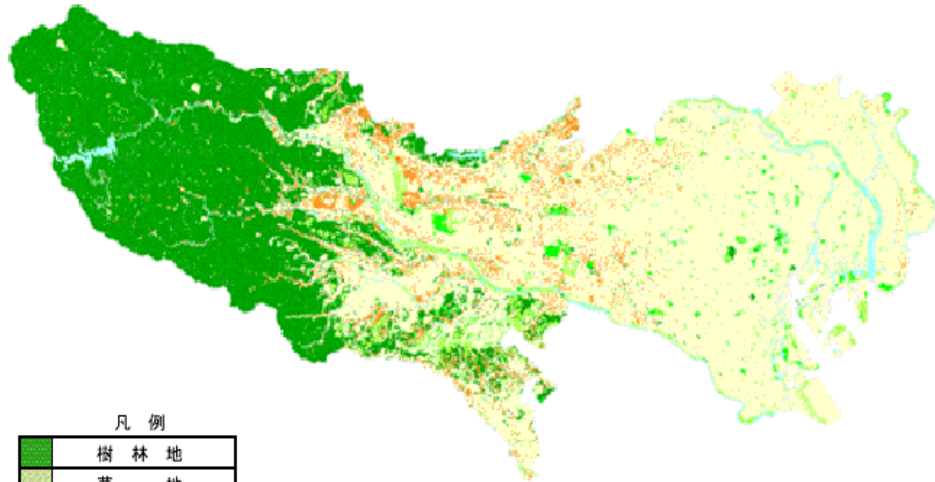


基本計画の分野		これまでの主な取組
第1節 自然の保全と再生	1 多摩の森林と丘陵地の保全と再生	<p>森林管理の新たな取組</p> <p>荒廃が進む人工林を対象に間伐を実施する多摩の森林再生事業を開始（平成14年度より）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでに、1,914haの間伐を実施（H14～H16年度実績） <p>自然保護条例に基づく森林環境保全地域の指定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青梅上成木森林環境保全地域を第1号として指定（平成14年12月） <p>東京グリーンソップ・アクション（企業・NPO等と行政が連携した自然環境保全活動）を開始（平成15年度より）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青梅上成木森林環境保全地域など4箇所の保全地域で、5企業の参加により間伐や水田復元等を実施（平成16年度実績） <p>里山など丘陵地の保全</p> <p>自然保護条例に基づく自然地の保全と緑地の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例に基づく開発許可制度を運用し、一定面積の自然地を開発する場合、規則で定めた緑地面積を確保 <p>自然保護条例に基づく保全地域の指定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、44箇所（自然1地域、歴史6地域、緑地36地域、森林1地域）、約692haを指定（公有地約80%） ・横沢入地区（約50ha）について、里山保全地域の指定に向けた手続を開始 <p>保全地域ボランティアによる雑木林の手入れ（下草刈り、枝払いなど）等保全地域の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、24の保全地域で16団体が活動中（平成16年度実績）
	2 市街地における緑の回復と農地の保全	<p>緑の保全と回復</p> <p>自然保護条例に基づく緑化計画書制度の運用による建物敷地及び建物上の緑の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでに、屋上等については、58.9ha（日比谷公園3.6個分）の緑が増加（H13～16年度実績） <p>農地の保全</p> <p>農業後継者を確保・育成するため、援農・就農のサポートを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・より多くの都民が農業に参加できるよう、消費者やNPOなどと農家の連携や協働の仕組みづくりを検討 <p>生産緑地制度を活用した農地面積の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成16年度の生産緑地面積は約3,743ha（平成4年度から約6%減少） <p>緑の連続性の確保</p> <p>連続した緑の軸を形成するため、緑の骨格の形成、都立公園、道路緑化、河川、臨海部における緑の軸の形成を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新設道路については広い歩道、緑地帯を配置

東京におけるみどりの状況



凡例

樹林地
草地
農地
樹群をもった公園など
河川等の水面

資料) 東京都現存植生図より作成



写真: 里山の風景

<多摩の森林再生の仕組み>

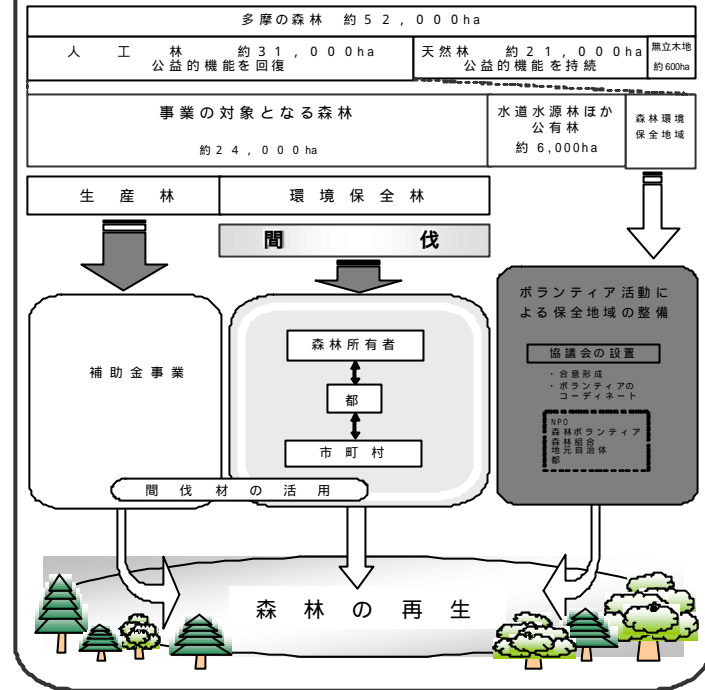


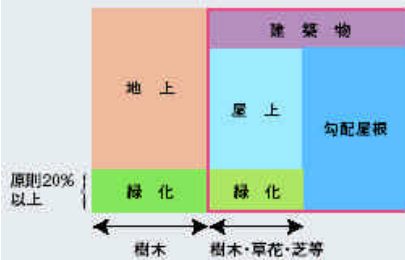
写真: 荒廃した山林



写真: 間伐作業の様子

<緑化基準(自然保護条例)>

- ・(敷地面積-建築面積)の20%以上
- ・人の出入り及び利用可能な屋上面積の20%以上



<東京グリーンシップ・アクションの仕組み>

